

議 案 第 1 号

富士見市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

富士見市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和32年条例第8号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月15日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

地方公務員法第28条第4項の規定による職員の失職の特例を定めるため、富士見市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

富士見市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士見市職員の分限に関する条例

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに職員の失職の特例」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職の特例）

第5条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日その職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。